

# 令和4年度 市民税・県民税の申告 受付は2月16日(水)から

※申告期間中、特に申告開始時や休み明けは、受付窓口、電話等大変混み合いますのでご注意ください。

## ▶申告受付

- 期 間：2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜と祝日を除く)
- 受付時間：8時30分～17時15分
- 場 所：市役所1階 税務課 市民税係(105・106番窓口)
- 問 合 せ：税務課 市民税係(内線281～283)

※申告書の控えが必要な人は、あらかじめコピーを取っておいてください。

※来庁時に駐車場の混雑状況によっては駐車できない場合がありますので、ご了承ください。

## ▶申告が必要な人

### 1. 令和4年1月1日現在、市内在住で、次の要件に当てはまる人

- ①給与所得者で次のような人
  - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人(提出があるか不明な場合は勤務先で確認してください)
  - ・給与を2カ所以上の事業所から受け取っている人で、合算して年末調整を受けていない人
- ②前年中に営業・農業・不動産などの所得のあった人
- ③前年中の所得が公的年金だけで、医療費控除などの諸控除を受ける人
- ④控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者になっていない人
- ⑤前年中の所得がなく、市外の人の扶養親族になっている人

### 2. 市外の人で、市内に事業所や家屋敷のある人

※所得税の確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。また、所得税の確定申告が不要となる少額の所得であっても、市民税・県民税の申告は必要です。

## ▶申告に必要なもの

1. 令和4年度 市民税・県民税申告書
2. 印かん(認印でかまいません)
3. 前年中の所得を証明する書類(原本)
  - ・給与所得・雑(年金)所得があった場合は源泉徴収票
  - ・その他の所得を証明する書類(各種営業帳簿、決算書、収支明細書など)
4. 前年中の控除を証明する書類(原本)
  - ・控除証明書(生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料)
  - ・国民年金保険料の支払いをした旨を証する書類
  - ・国民健康保険税などの支払金額がわかるもの
  - ・医療費の明細書および寄附金の証明書

・障害のある人や、障害者を扶養している人については障害者手帳等

※65歳以上の要介護認定を受けている人が障害者控除対象者と認定される場合があります。詳しくは、介護福祉課(内線514・515)へ

5. 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の前年中の所得がわかる源泉徴収票など

6. 国外居住親族にかかる扶養控除等の適用を受ける人は「親族関係書類」と「送金関係書類」

7. マイナンバーカード

## ◆上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の申告手続きの簡素化について

上場株式等の配当等所得および譲渡所得等について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択する場合は、市民税・県民税の納税通知書が送達されるときまでに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告を行う必要が有ります。令和3年分の所得税確定申告から、所得税において申告した上場株式等の配当等所得および譲渡所得等のすべてを、市民税・県民税において申告不要とする場合(総所得金額等や合計所得金額に含めない場合)は、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書に市民税・県民税についての記入欄が追加されることになりました。

## ▶お知らせ

この申告期間のみ、完成している確定申告書の提出が市役所1階税務課でできます(記入内容の確認・相談はできません)。市役所庁舎内に記載いただく場所は設けておりませんので、ご自宅で書き上げてご提出ください。

また、確定申告書の控えに奈良税務署の受付印が必要な場合は、直接、奈良税務署に提出してください。